

◎ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）（抄）

（右傍線部分は改正部分、左傍線部分は修正部分）

修正案	改正案	現行
<p>（臓器の摘出） 第六条〔略〕 2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定されたものの身体をいう。 3～6〔略〕</p>	<p>（臓器の摘出） 第六条〔略〕 2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定された者の身体をいう。 3～6〔略〕</p>	<p>（臓器の摘出） 第六条〔略〕 2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定されたものの身体をいう。 3～6〔略〕</p>

修正後	修正前
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第五項から第八項までの規定は公布の日から、第六条の次に一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並びに次項の規定は公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>(検討等)</p> <p>5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 この法律による改正後の臓器の移植に関する法律（以下「新法」という。）第六条第四項の厚生労働省令は、児童についての臓器の摘出に係る同条第二項の判定に関しては、児童の身体の特性に関する医学的知見を十分に踏まえて定められるものとする。</p> <p>7 政府は、新法の運用に当たっては、臓器の摘出に係る新法第六条</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

第二項の判定及び同条の規定による臓器の摘出に関する当該者、特に当該児童の思いをその者の家族又は遺族が尊重する等のこれらに関するその者の家族又は遺族の心情が十分に配慮されるとともに、遺族が同条の規定により臓器が摘出されることとなる者に寄り添う時間を求める等の遺族の心情が十分に配慮されるようにするものとする。

8| 政府は、新法第六条の規定による臓器の摘出が遺族に心理的影響を及ぼした場合においてこれが緩和されるよう、当該遺族に対する適切な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9| 政府は、当分の間、新法第六条第二項の判定の状況及び同条の規定による臓器の摘出の状況に関し検証を行い、その結果を遺族の同意を得た上で公表するものとする。

10| 新法による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。